大崎市流 住民自治活動組織イメージ図

議　会

予算・条例案の提出等

予算の議決、条例の制定・改廃等

選　挙

サービス提供

住民自治活動組織

住民

参画

これまでの自治的組織を存続

【組織例】
行政区・町内会・自治会・ＰＴＡ・女性団体・ボランティア団体・ＮＰＯ・企業等の各種団体（組織）

【役割】
自治会運営、環境美化、防災、防犯、祭り、各種行事など

これまでの自治組織

これまでの自治組織

これまでの自治組織

これまでの自治組織

これまでの自治組織

これまでの自治組織

これまでの自治組織

これまでの自治組織

各組織の代表者を推薦

連携

地域活動の原点

地域づくり委員会

【地域の実情により設置】
・地縁型
　行政区や小・中学校等一定の地域に設置
・分野型
　産業や保健福祉などテーマ毎に設置

【名称】
・地域で定める

【主な役割】
・自発的な企画・立案による事業の創造と実施（コミュニティ活動）
・自治的組織や各種団体の連携を図り相互協力による地域活動の展開
・地域課題の検討・共有と解決に向けた実践
・地域住民の意見を取りまとめ、まちづくり協議会へつなげることによって行政への意見反映とする母体
・公共的サービス事業や協働事業の実施

○考えられる活動（参考例）
・環境衛生、ゴミ対策
・デイサービス事業や学童保育
・学校と地域の交流事業
・図書の貸し出し
・ミニコミュニティ紙の作成
・災害ボランティアセンターの設置
・自主防災組織の確立
・公共施設の管理・運営 等

代表者を推薦

連携

協働の推進

まちづくり協議会

【設置区域】
・旧市町単位に設置

【名称】
・旧市町名を冠する（愛称・通称可）
（例：古川まちづくり協議会）

【役割】
・住民活動の企画，立案，実施
・専門部会の設置と運営
・地域づくり委員会の事業評価と活動支援及び連絡調整
・地域審議会の一般的任務

【委員】
・地域づくり委員会や自治的組織等の多様な団体からの推薦や公募を行い、公平性・透明性を考慮し、市長が委嘱
・委員は非常勤の特別職
・任期は３年で再任を妨げない
・日額報酬を支給するが、地域審議会の任務及び市長等の諮問、答申の場合に限る
・委員の定数は，古川５０人以内
　他の各まちづくり協議会は３０人以内

【会長、副会長】
・会長、副会長は委員の互選

各種支援

事務局（総合支所）
・まちづくり協議会の庶務
・地域づくり委員会への各種支援

代表者を推薦 ※地域づくり委員会を設置していない場合等

将来的に公共サービスを担う

諮問

意見・提言

協働

財政支援
人的支援
情報提供

意見・提言

代表者

行政組織

市長（本庁）

【担当部署】
市民協働推進部　まちづくり推進課
地域自治・NPO担当
【主な業務】
○住民自治活動組織の振興と支援
○地域づくり活動の推進
○市民協働の推進
○ＮＰＯの育成支援
○地域コミュニティの推進

連携・調整・助言・指導

地域行政に関する権限委譲

予算要求・報告・提案

各総合支所

【主な業務】
○市民に身近な窓口業務
○市民の安全安心に関する業務
○地域振興に関する業務
○各種相談業務　など
○地域コミュニティの推進
【担当部署】
地域振興課
【主な業務】
○住民自治活動組織の振興支援
○地域づくり活動・市民協働の推進
○地域コミュニティの活動支援　など

ＮＰＯの代表者等

まちづくり連絡会議